

説明資料



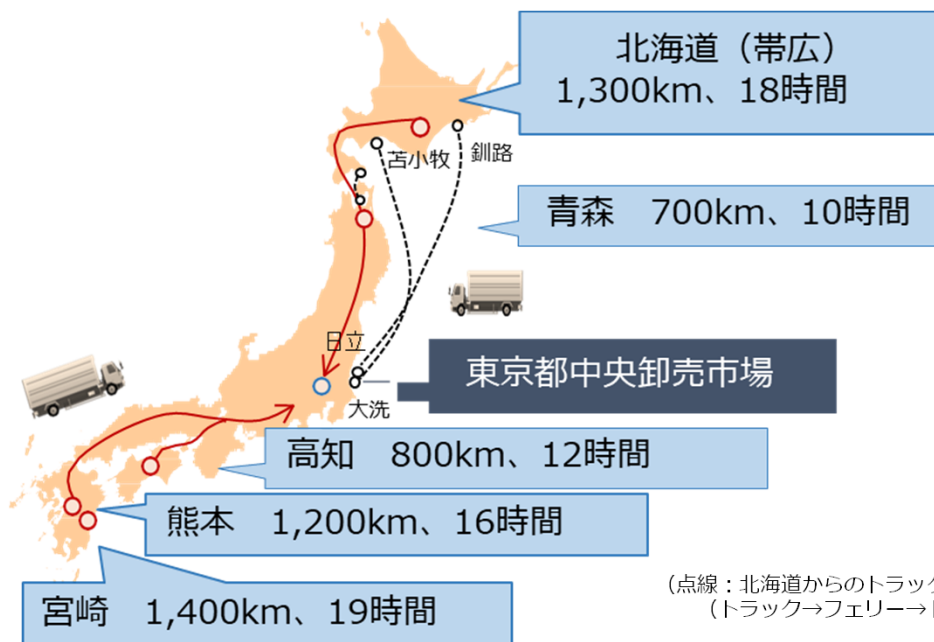
令和 5 年12月27日
農林水産省物流対策本部

1 農産物・食品流通の現状

○ 物流の中でも、農産物・食品流通は**物流事業者の負担が多い**物品。

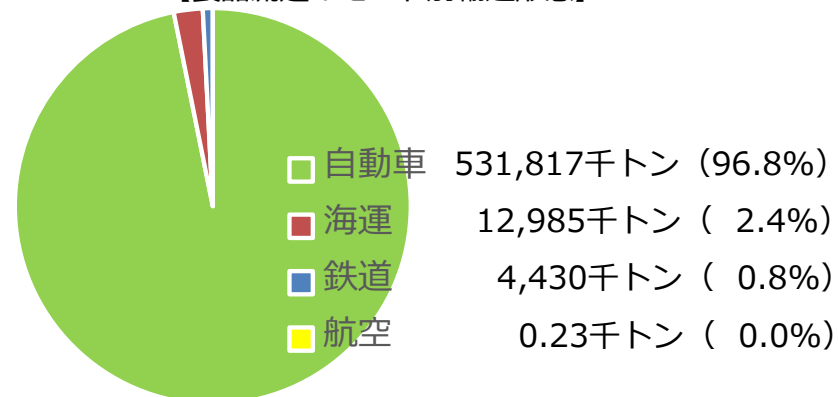
- 農産物・食品流通は、**トラックによる輸送が97%**。
- 特に、生鮮食品の輸送では、次のような特徴。
 - ① 手積み、手降ろし等の**手荷役作業が多い**。
 - ② 出荷量が直前まで決まらないこと、市場や物流センターでの荷降ろし時間が集中することにより、**待ち時間が長い**。
 - ③ 品質管理が厳しいこと、ロットが直前まで決まらないこと等により、**運行管理が難しい**。
 - ④ 産地が消費地から遠く、**長距離輸送が多い**。
- 輸送費の引上げだけでなく、**取扱いを敬遠**される事例が出てきている。

【各地から東京までの距離とトラック輸送時間】



出典：農林水産省調べ

【食品流通のモード別輸送形態】

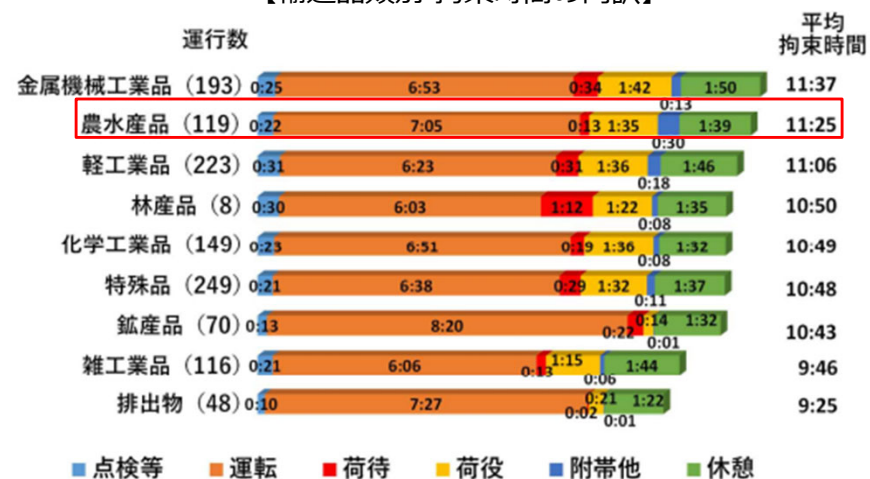


出典：国土交通省「貨物地域流動調査・旅客地域流動調査（2021年度）」
「航空貨物動態調査（2022年度）」

JR貨物「2021（令和3）年度 輸送実績速報」

※各種統計における農水産品及び食料工業品の合値を基に農林水産省にて推計したものであり、実数とは異なる場合がある。

【輸送品類別 拘束時間の内訳】



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R2）」

2 物流革新に向けた政策パッケージ

- 政府一体となって総合的な検討を行うため、2023年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置。
- 6月2日に、①商慣行の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策をまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定。

物流革新に向けた政策パッケージ

※次期通常国会での法制化も含め確実に整備。

(1) 商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制措置等の導入（※）
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制措置等の導入（※）
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（トラックGメン（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等の取組み（※）
- ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

(2) 物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進（バス予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「物流GX」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「物流DX」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「物流標準化」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の物流拠点（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制（80km/h）の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上
- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進（※）
- ⑫ 軽トラック事業の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化（※）
- ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

(3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制措置等の導入（※）
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を評価・公表する仕組みの創設
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ 再配達削減に向けた取組み（再配達率「半減」に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る広報の推進

我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

<構成員>

議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
構成員 内閣府特命担当大臣
（消費者及び食品安全担当）
国家公安委員会委員長
厚生労働大臣
環境大臣

※上記のほか、公正取引委員会委員長出席

2024年初

- ・ 通常国会での法制化も含めた規制措置の具体化

2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「標準運送約款」
- ・ 「標準的な運賃」の改正等
- ・ 再配達率「半減」に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた業界・分野別の自主行動計画の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた政府の中長期計画の策定・公表

速やかに実施

- ・ 2024年における規制措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

3-1 農林水産物・食品での取組状況

- 各地域・品目でトラック輸送の際の荷待ち・荷役時間の削減、モーダルシフト等の取組の動き。

東北・北陸

青森→大阪

米を中心とした農産物の**鉄道輸送**
新潟・金沢などの途中駅でも積み込み



鳥取

なし、すいか、ねぎ、ブロッコリー等で
パレット輸送

島根

ぶどう、かき、ブロッコリーで**パレット輸送**

佐賀

東京向けいちごの**鉄道輸送**
振動抑制パレットを活用



熊本

かんきつ選果場を整備
ロボットによるパレットへの積付け



愛媛

愛媛→千葉

みかん（伊予柑）の**船舶輸送**



北海道

かぼちゃの**11型パレット輸送**

11型パレットに合致した段ボールを試作

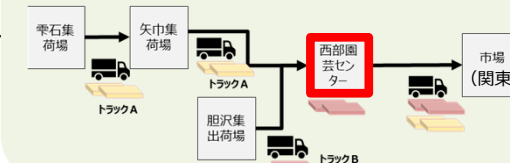


秋田

県内の集荷と東京への幹線便を分離
幹線輸送の便数を集約して積載率を向上

岩手

県内の複数品目をパレット化
関東までの**幹線輸送の便数を集約**して混載



東京

卸売市場に**トラック予約システム**を導入
パレット管理のルール化、機械導入



愛知

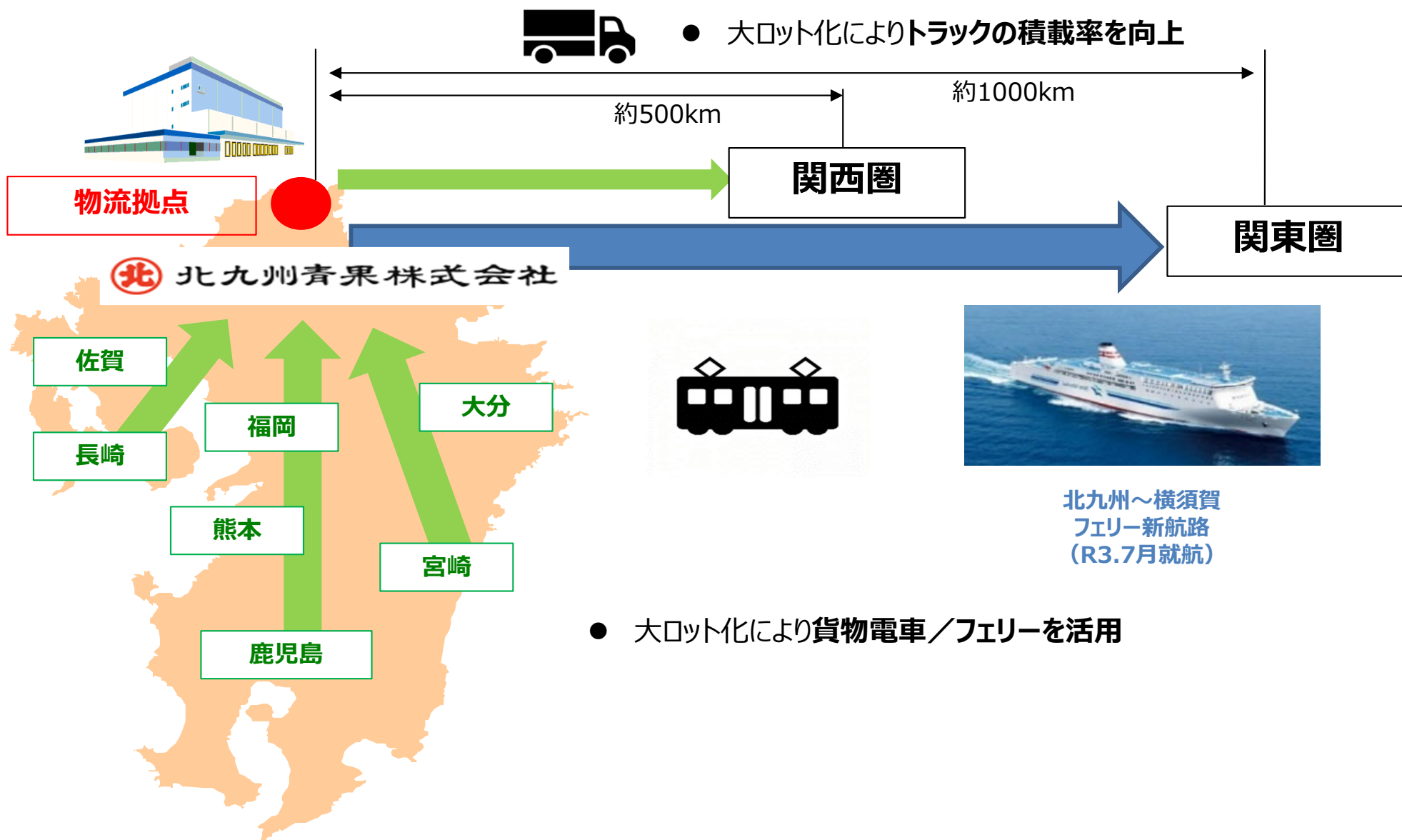
県内の集荷と消費地への幹線便を分離
幹線輸送の便数を集約して積載率を向上

大阪

卸売市場内の動線を見直して渋滞を緩和
荷降ろし待ち時間を縮減

3-2 九州での取組事例（中継共同物流拠点の整備）

- 北九州市に**中継共同物流拠点**を整備。
- 九州各県の荷を集約し、**大ロット**での輸送や鉄道・船舶へのモダシフトを推進。



3-3 北海道での取組事例（パレット化・モーダルシフト）

- 北海道では、道外への輸送の53%がフェリー・RORO船※、28%が鉄道輸送。2023年10月には室蘭～青森のフェリー新航路が就航。
※トラックやトレーラーが自走で船に乗り込む貨物用船舶。
- 道内でも、トラックから鉄道へのモーダルシフトについて輸送実証。

【北海道から本州への輸送形態（R元年度 ホクレン取扱分）】

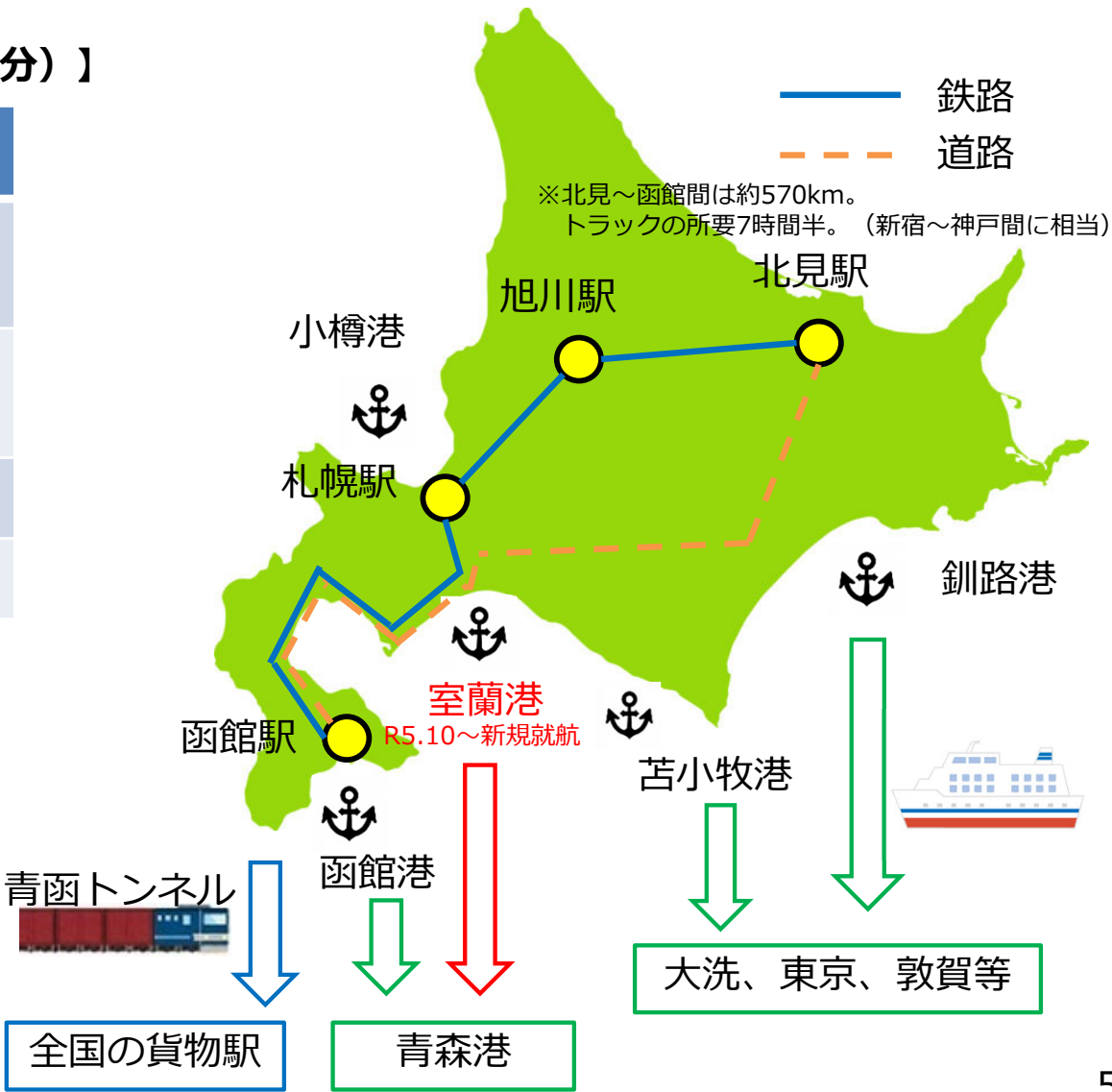
輸送手段	数量	シェア	主要品目 (万t)
フェリー・RORO船	134.7万t	53%	生乳 (43.4) 野菜 (15.2) 米 (12.6)
鉄道	71.6万t	28%	玉ねぎ (30.9) 馬鈴薯 (11.4) 米 (7.8)
不定期船 ほか	46.1万t	18%	麦・米・砂糖・花き
合計	252.4万t	100%	

※国土交通省「今後の鉄道物流のあり方に関する検討会」ホクレン資料をもとに
農林水産省食品流通課作成

【道内輸送の効率化】



- 北見・函館間でたまねぎを鉄道輸送
- パレット化による荷積み・荷下ろしで効率化



3-4 佐賀、青森～北陸～大阪での取組事例（パレット化・モーダルシフト）

- 青果物について、**振動抑制パレット・冷蔵コンテナ**を活用し、佐賀から本州への輸送実験を実施。
- 米について、JA全農とJR貨物が**専用の貨物列車**により青森～大阪での輸送を開始。

青果物の輸送実験

佐賀



取組内容

- ・JAさがでは、東京（大田市場）向けのいちご輸送について、鉄道での輸送実験を実施。
- ・振動抑制パレットや冷蔵コンテナを活用し、**品質保持効果を検証**。

効果

- ・鍋島駅～東京貨物ターミナル間約**1,100km**の輸送をトラックから切替。
- ・振動抑制パレットの活用により、輸送品質に問題はなく、**衝撃が吸収**されることを確認。



振動抑制パレットを活用した積み込み



鉄道への積み込み

米の輸送



取組内容

- ・休日の運休列車を活用し、米などの専用の貨物列車「**全農号**」を**青森→大阪間**で運行。
- ・**秋田・新潟・金沢**などの途中駅で米などを積み込み、西日本・東海地区などの消費地へ輸送。

効果

- ・**12ftコンテナ100基分（500トン）**の輸送をトラックから切替。



鉄道での輸送

4 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部での取りまとめ（物流関係）



食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和5年6月2日）	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 2 食料の安定供給の確保 （5）円滑な食品アクセスの確保 円滑な食品アクセスの確保を図るため、 ① 産地から消費地までの幹線物流について、関係省庁と連携し、 ア）「2024年問題」を始め、トラックドライバーの人手不足の深刻化を見据え、農林水産物・食品の取扱いが敬遠されることのないよう、パレット化、検品作業の省力化、トラック予約システムの導入等を促進するとともに、 イ）鉄道や船舶等へのモーダルシフトを促進する。 さらに、この取組など物流生産性向上も後押しするものとして、関係省庁と連携し、法制化も視野に、 ア）物流の生産性向上に向けた商慣行の見直し イ）物流標準化・効率化の推進 ウ）荷主企業等の行動変容を促す仕組みの導入等を進める。	（5）円滑な食品アクセスの確保 ① 「2024年問題」は、トラックドライバーの労働環境の改善だけでなく、農産物等の物流確保、産地等の負担抑制等、食料安全保障の観点からも重要な課題である。 政府は、本年6月に次期通常国会での法制化を含む「物流革新に向けた政策パッケージ」、10月に「物流革新緊急パッケージ」を打ち出しているが、来年4月の輸送力不足への対応について産地等への影響等を明らかにして懸念を払拭する必要がある。 このため、 ア）九州、北海道等の産地からの幹線輸送を大ロット化し、複数ドライバーによる中継輸送にも資する、中継共同物流拠点の整備 イ）荷積み・荷卸しの効率化や荷待ち時間の短縮に資する、標準仕様パレット、トラック予約システム等の導入 ウ）トラック輸送への依存度を軽減する、鉄道・船舶等へのモーダルシフト といった具体的な取組を支援し、物流事業者や産地等の荷主事業者が本年内に作成する、分野・業界別の「自主行動計画」の実行を政府一体となって後押しする。 さらに、国土交通省等の関係省庁とも連携し、法制化も視野に、更なる対策を検討する。 なお、2024年問題については、現場での取組の実態等を踏まえ、今後とも継続して対応を検討する。

5 - 1 農林水産省物流対策本部の設置



- 2024年4月に向けて、**農産物等の物流確保、産地等の負担抑制等**について、産地等から不安・懸念の声。
- 今後、各産地等への声に丁寧に対応していくため、省内の各品目・業界担当部署が参画する「**農林水産省物流対策本部**」を設置。
- **全農等とも協力**し、全国各地・各品目における物流確保に向けて、**現場対応を一層強化**。

1 検討・実施内容

- (1) 政府全体の物流対策の取組状況、農林水産省所管の各品目・業界における**物流対策の取組状況等の共有**
- (2) 全国各地・各品目の関係者の物流の確保に関する意識の醸成
- (3) 産地の共同輸送拠点や予冷施設の整備、パレット化、荷待ち・荷役時間削減などに関する**成果目標の設定**
- (4) 全国各地・各品目の関係者による**物流確保に向けた具体的な取組の推進**（産地の共同輸送拠点や予冷施設の整備、共同輸送による積載率の向上・大ロット化、中継輸送による長距離輸送の削減、標準パレットの導入による荷待ち・荷役時間の削減、モーダルシフトなど）
- (5) 全国各地・各品目の**関係者と協力**して取り組む、更なる物流の効率化の推進

2 体制

- 本 部 長 : 農林水産大臣
- 本 部 長 代 理 : 農林水産副大臣
- 筆頭副本部長 : 農林水産副大臣
- 副 本 部 長 : 農林水産大臣政務官
農林水産大臣政務官
- 幹 事 長 : 農林水産事務次官
- 幹 事 : 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
- 本 部 員 : 農林水産審議官
官房長
大臣官房総括審議官
大臣官房技術総括審議官 兼 農林水産技術会議事務局局長
大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
消費・安全局長
輸出・国際局長
農産局長
畜産局長
経営局長
農村振興局長
林野庁長官
水産庁長官
- 事 務 局 : 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課

5-2 農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォースの設置



- 「農林水産省物流対策本部」の下で、具体的な物流課題への対処を行うため、省内各部局庁の部長・審議官級と地方農政局次長、関係団体をメンバーとする「**農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース**」を設置。
- 全国各地・各品目の関係者による取組の後押し、未だ取組が進まない現場での取組の掘り起こし等、**現場対応を一層強化**。

1 活動内容

- (1) 全国各地の農林水産品・食品の物流問題に関する**相談の受付**
- (2) 全国各地の現場への**タスクフォースメンバーの派遣**
- (3) 全国各地の物流問題に係る**具体的な改善策の実施**
- (4) 全国各地の**先進・優良事例の情報発信**

賛助メンバー： 全国農業協同組合連合会
ホクレン農業協同組合連合会
(一社)全国中央市場青果卸売協会
(一財)食品産業センター
(一社)日本加工食品卸協会
(一社)日本スーパーマーケット協会
(一社)全国木材組合連合会
(一社)大日本水産会
(公社)全日本トラック協会
日本貨物鉄道(株)
(一社)日本旅客船協会
(一社)日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会

2 構成

TF長：大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
副TF長：大臣官房新事業・食品産業部長
メンバー：大臣官房輸出促進審議官（兼輸出・国際局）
大臣官房生産振興審議官（兼農産局）
大臣官房審議官（兼消費・安全局）
大臣官房審議官（兼畜産局）
大臣官房審議官（兼経営局）
大臣官房審議官（兼農村振興局）
農産局農産政策部長
農林水産技術会議事務局研究総務官
林野庁林政部長
水産庁漁政部長
地方農政局次長（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州）
北海道農政事務所次長
内閣府沖縄総合事務局総務調整官
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門所長

5-3 農林水産品・食品物流問題相談窓口



機関名	担当部課	所在地	電話番号	相談内容、担当都道府県
農林水産省	大臣官房新事業・食品産業部食品流通課	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2379	全般に関すること
北海道農政事務所	生産経営産業部事業支援課	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2、第3ビル	011-330-8810	北海道
東北農政局	経営・事業支援部食品企業課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎	022-221-6146	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	経営・事業支援部食品企業課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-0145	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	経営・事業支援部食品企業課	〒920-8566 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-232-4149	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	経営・事業支援部食品企業課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2 農林総合庁舎1号館	052-746-6430	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	経営・事業支援部食品企業課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	075-414-9024	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	経営・事業支援部食品企業課	〒700-8532 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-222-1358	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	経営・事業支援部食品企業課	〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎	096-211-9371	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府 沖縄総合事務局	農林水産部食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1673	沖縄県